

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第253号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年9月19日（土） 19時20分ごろ	
発生場所	東京都大田区城南島大井信号所から真方位241° 1.8海里付近 （概位 北緯35° 34.0′ 東経139° 45.2′）	
事故等調査の経過	平成21年10月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等	
乗組員等に関する情報	モーターボート ^{ジャスティス} JUSTICE、5トン未満（長さ6.27m） 232-25208千葉、個人所有	
死傷者等	なし	
損傷	船底外板擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗船し、船首約0.15m、船尾約0.20mの喫水で、大田区京浜島南西方沖を海老取川に向けて12～13ノットの速力で航行中、平成21年9月19日19時20分ごろ、船底が浅所に接触した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約30cm、潮汐 下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、京浜島南西方沖を海老取川に向け航行しようとする際、浅所の存在に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が京浜島南西方沖を海老取川に向け航行しようとする際、浅所の存在に気付かなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	